

創業者支援資金【経営者保証不要枠（旧スタートアップ支援枠）】の概要

創業から一定期間を経過していない中小企業者等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加や中小企業者等の積極的な事業展開を推進することで、中小企業者等の事業の活性化に資することを目的として創設します。

融資対象者	次のいずれかに該当する方 ただし、申込時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1／10以上の自己資金を有していること ①事業を営んでいない個人で、2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする方は、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有する方 ③事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過していない方 ④中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない方 ⑤事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方で、新たに会社(中小企業者に限る。)を設立した方（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされる方
資金使途	適切な計画の下、事業を行うために必要と認められる設備資金及び運転資金
融資限度額	3,500万円 ただし、創業者支援資金（一般枠）・（女性・若者応援枠）との合計で3,500万円を限度
融資期間	運転資金7年以内 設備資金10年以内 据置期間1年以内 ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする
融資利率	年1.20%（固定金利）
信用保証料	0.65%～2.10%
信用保証料補填	0.45%～1.90%（事業者負担保証料は一律0.20%）
担保及び保証人	不要
添付書類	創業計画書（様式第6号）
融資後支援	創業者が会社を設立して3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェック」を受診するなどのガバナンス向上に向けた支援を実施